

第五十三條、規程、華甲文

第五條、組合員へ賃退シトスル時、其年首末日迄、其ノ前

理事ニ豫告スルヲ要ス

第五條、形レニヨリ脱退シタル組合員、相
属人直キ加入、半額

高シタルトオハ組合員ハ被相続人ト同一之権利ヲ有シ

義務ナ莫カス

但シ此、場合、於テ加入金ヲ徵セス

第五條、組合員ハ尤、理由、一、該當スルトオハ總會、決議ニヨリ之ヲ

係名ス

一、出資、松込及退会金並利用料ヲ支拂イ迄リ一ヶ月未ニ某、

義務ナ履行セオルトキ

二、組合員該獨ナ他人、利用セシメタルトキ

三、組合事業ナ妨ケル所爲アリタルトキ

四、犯罪其他、信用ナ失クノ所爲アリタルトキ

第五條、組合員勝退、場合、於テ之特有ノ松込シテ松込群出資

額、此元ノトキ

但シ、係名ニモ場合、松込未出資額、半額ヲ死亡シル組

合員、資格ナ喪失其、他總會、於テ之元ノトキ得オルモノト

理由、一、場合、於テ之元ノトキ、操作、匡綱ヲ松底シタルトキ

第六十條、組合義章、組合解散

第六十條、本組合設立當時、理事及監事ヲ定ムナラズ、監事

但シ第一回通常總會、在テ之ノ後選入

理事、事中材華殿

外

七

名